

findings

「平成 19 年度 消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究」報告書について

主任研究員 安藤 昌代

昨年 12 月、福田総理（当時）による「生活安心プロジェクト（消費者・生活者の視点から、安心できる生活環境の実現を目指すプロジェクト）」で緊急に講ずる具体的な施策がとりまとめられた。また、今年 2 月以降消費者行政推進会議が開催され、消費者が主役となる“国民本位の行政”への転換を図るための消費者庁（仮称）の発足が検討されるなど、消費者行政は現在、大きな脚光を浴びている。（と書いたが、麻生内閣の誕生や衆議院解散の機運の中で、今後の行方は不透明になっている。しかし、ともあれ）このように消費者行政が大きく転換する流れの中で、昨年度、弊社は内閣府「平成 19 年度 消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究」を請負い、この 3 月末に報告書を取りまとめた。そこで、この主な内容について、簡単に報告する。

1. 調査研究の背景

平成 17 年 4 月 8 日に閣議決定された「消費者基本計画」において、「消費者教育を幅広く、かつ効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。」と明記された。これを受けて、平成 17 年度「消費者教育体系化のための調査研究」で、安全、契約・取引、情報、環境という領域別の目標を、幼児・児童・少年・成人期（高齢期も含む）のライフステージごとに「～できる」という形で示した「消

費者教育体系シート」が作成された。

次いで、平成 18 年度「消費者教育の総合的推進に関する調査研究」では、系統立てて整理された目標に対して、①各ライフステージにおける消費者教育の現状と重点課題、②各ライフステージ・領域毎の消費者教育の目標を実現する学習内容、③各ライフステージにおける学習の機会と学習支援者の現状と将来像、④各ライフステージにおける消費者教育の推進方策が検討され、さらに、それらを総括し、消費者教育の総合的推進の方向性を示す推進策が示された。

2. 平成 19 年度の検討項目と調査概要、及び調査研究の方法

平成 19 年度においては、上記の様な過去の検討結果を踏まえ、内閣府より消費者教育を総合的に推進するための 3 つの検討項目が示された（図表 1）。いずれも、平成 19 年 7 月 3 日の内閣府消費者政策会議「消費者基本計画の検証・評価・監視について」で 19 年度の取組み項目として挙げられたものである。

検討項目毎に、平成 19 年 12 月から平成 20 年 2 月にかけて、都道府県・政令指定都市の消費者担当部等に対して図表 1 のようなアンケート調査（回収率は 100%）及びヒアリング調査を実施した。検討に当たっては、円谷峻明治大学大学院法務研究科（法科大学院）教授を座長、御船美智子お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授を副座長と

図表 1 検討項目と調査概要

検討項目		検討目的	調査概要
1	消費者教育の担い手の育成・支援プログラム（「講師育成プログラム」）の策定	①消費者教育の担い手を育成することを目的とした、担い手（講師）育成のプログラムの策定 ②担い手の強化と機会の拡充のための仕組みについて	①全都道府県・政令指定都市を対象としたアンケート調査 ②実際に当該施策を行っている 30 カ所の都道府県・政令指定都市に対するヒアリング調査
2	消費者教育のための教材作成・活用を推進する仕組みの検討	より良い教材の作成や改善のための手引き書（チェックポイントなど）の作成など、教材作成効果的な教材作成・活用を推進するための仕組みについて	①先駆的事例を有している 30 カ所の都道府県・政令指定都市に対するヒアリング調査
3	消費者教育における連携・協力を推進する仕組みの検討	①消費者教育に関する情報（担い手の人材情報、教材や実践事例の情報等）の収集と活用の仕組みについて ②行政内での、消費者担当部局と教育担当部局間での連携強化について ③関連団体によるネットワークを活用した消費者教育の推進についての実態把握とその効果など、組織間での連携・協力を充実させる仕組みについて	①全都道府県・政令指定都市に対するアンケート調査 ②組織間の連携・協力を推進する仕組みが見られる都道府県・政令指定都市（29 カ所）や関連団体（11 カ所）に対するヒアリング調査

する「消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究会」を設置し、6 回に亘る研究会を開催した。

3. 消費者教育の担い手の育成・支援に関するアンケート結果の主なポイント

紙面の都合上、検討項目 1 の「消費者教育の担い手の育成・支援」の調査結果の一部を簡単に紹介していきたい。

(1) 消費者教育の担い手の育成・支援に関するアンケート調査結果

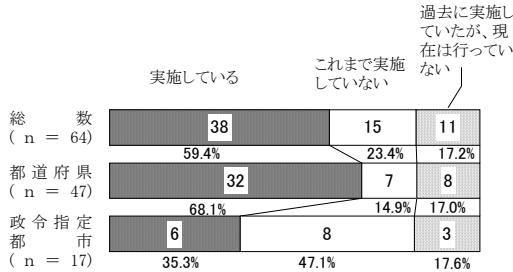
標記アンケートでは、①消費者教育の担い手の育成・支援に関する講座の実態、②出前

講座の講師を育成するための講座の具体的内容、③講師育成講座を実施していない地方公共団体の考え方、④教員を対象とした研修の実態、⑤講師育成講座の次年度以降の実施予定、⑥国と地方公共団体の役割などについて聞いているが、以下で、①、③、⑥の質問に関する一部を紹介する。

まず、消費者教育の担い手を拡大するために、講師やリーダー等の専門家を育成・支援する講座を実施しているかについては、実施している地方公共団体は 38 団体（59.4%）であった。都道府県・政令指定都市別に見ると、都道府県では 32 団体（68.1%）が実施してい

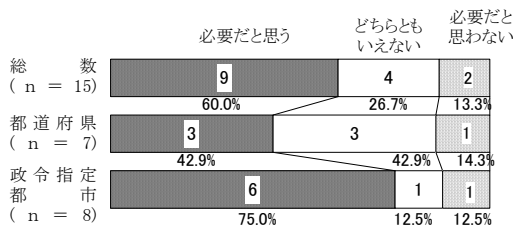
たが、政令指定都市での実施は少なかった（6 団体、35.3%）。（図表 2）

（図表 2）消費者教育の担い手育成・支援講座の実施状況



次いで、これまで講師育成講座をまったく実施していない地方公共団体（15 団体）にその必要性を聞いたところ、9 団体（60.0%）が講師育成講座を「必要だと思う」と回答した。（図表 3）

（図表 3）講師育成講座の必要性

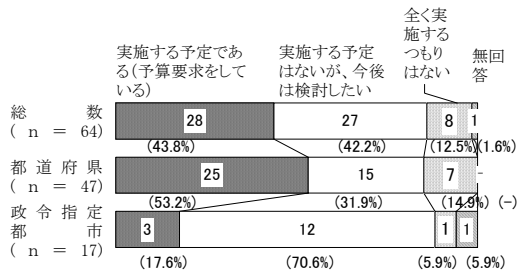


また、「過去に実施していたが、現在は行っていない」と答えた 11 団体に対し、実施されなくなった理由を聞いたところ、6 団体が「効果が十分に得られない（目標値が設定しにくい、達成度が確認しにくい等）」（54.5%）を挙げ、次いで 4 団体が「予算的問題」（36.4%）を挙げた。（図略）

そして次年度（平成 20 年度）の講師育成講座の実施については、「実施する予定である」と回答したのは 28 団体（43.8%）のみで、平

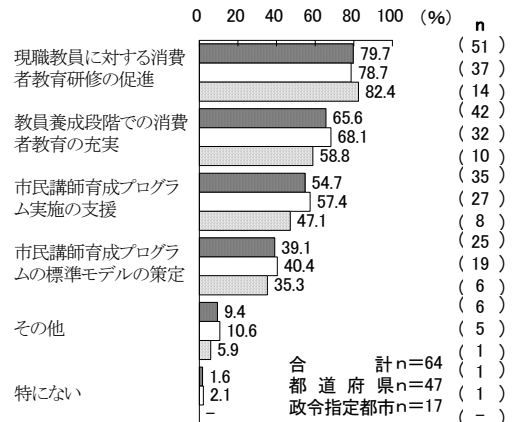
成 19 年度より 10 団体も実施が少ない予定であるが分かった。市町村に比べて比較的人材や予算があると思われる都道府県・政令指定都市でも消費者教育の担い手育成・支援講座を継続して実施することが難しい現状と言えよう。

（図表 4）平成 20 年度の講師育成講座の実施予定



最後に消費者教育の担い手を拡大するための国の役割について聞いたが、「現職教員に対する消費者教育研修の促進」を挙げた地方公共団体が最も多く 51 団体（79.7%）、次いで「教員養成段階での消費者教育の充実」が 42 団体（65.6%）、「市民講師育成プログラム実施の支援」が 35 団体（54.7%）の順であった。（図表 5）

（図表 5）消費者教育の担い手を拡大するための国の役割



(2) 講師育成の現状と課題、国への要望

また、アンケート及びヒアリングでは、地方公共団体が講師育成を行う上での課題・国への要望について、以下のような自由意見が寄せられた（図表6）。

図表 6

<講師育成の現状と課題>

- 予算が限られており、講師育成プログラムを実施するためには財政面の裏付けが必要。
- 他の都道府県の取組みについて調べたいと思う手がかりがない。
- 市民講師育成プログラムに使用できるような教材や、招聘できる講師などの情報が不足している。

<講師育成に関する国への要望>

- 地方公共団体における消費者教育推進のための法令・体制の整備（例「消費者教育推進法」（仮称））
- 予算面での配慮
- 講師育成プログラムの標準的モデルの提示とその実施支援（講師育成プログラムで使用する教材や講師の派遣）
- 地方公共団体が実施する講師育成講座への情報提供

調査結果から分かる通り、都道府県や政令指定都市は、講師育成講座を継続的に実施するための要件として、国からの予算面での配慮、講師育成プログラム等のモデルの策定、全国の担当者を対象とした研修会開催や講師技能編で使用される教材の作成・提供など、講師育成講座を実施するための具体的支援などを行うことを求めている。一方、地方公共団体は国が策定した講師育成プログラムを参考に講師育成講座を開催すると共に、市区町村と連携して出前講座のシステムを構築するこ

とを求められる。国及び地方公共団体の役割を図表7に簡単にまとめたが、これらの施策が着実に実施されれば、中長期的に市民講師が育成され、消費者教育を幅広く展開することが可能となると考えられる。

図表 7 国及び地方公共団体の役割

国

- 予算面での配慮
- 講師育成プログラム等のモデル案の策定
- 講師育成講座の実施支援
 - ・全国の担当者を対象とした研修会開催（地方間のネットワーク形成）
 - ・使用教材の作成・提供

都道府県

- プログラムを参考にした講師育成講座の開催
- 出前講座の仕組みづくり（市区町村を中心とした講師派遣の仕組み整備、継続的な再研修、修了生の組織化、他部門への協力要請）

市区町村

- 都道府県が育成した講師の活用（講師育成講座を独自に実施し、講師育成）
- 都道府県と連携した出前講座の仕組みづくり
- 講師グループの育成・支援

注) 上記都道府県の内容については、当該地域の社会的、経済的状況に応じて、市区町村で実施する場合もある。

4. 消費者教育を総合的に推進するための国への提案

3つの検討項目に関する調査結果では、事業を積極的に実施している地方公共団体でも、その多くは予算の減少は避けられないと回答しており、地方消費者行政が非常に厳しい状況にあることが浮き彫りとなった。その一方で、職員の熱意と創意工夫等に支えられた消

費者教育の施策も見られたが、取組みには格差があり、国全体として消費者教育の機運が十分に高まっているとは言い難い状況にあった。このような結果に鑑み、本研究会では、

全ての国民が消費者として教育を受ける権利を享受するために、消費者教育を総合的に推進するための具体的方策案を、下記の10項目にまとめた(図表8)。

(図表8) 消費者教育を総合的に推進するための国への提案

<p>消費者教育の推進体制の整備</p>	<p>◇地方公共団体の推進体制整備への積極的な支援</p>
<p>提案1 現行制度の見直しや新法(消費者教育推進法(仮称))の策定等による体制の整備</p> <p>提案2 消費者及び消費者教育の定期的な基礎調査の実施</p> <p>提案3 リソースセンター(ポータルサイト)の機能充実</p> <p>提案4 関連機関・団体による全国的な消費者教育フォーラムの開催</p> <p>提案5 マスメディアとの連携</p>	<p>提案10-1 地方公共団体における消費者基本計画策定に向けた手引き書作成</p> <p>提案10-2 消費者教育ネットワーク会議による情報の共有化</p> <p>提案10-3 「消費者教育支援窓口」と「消費者教育支援専門員」の設置</p> <p>提案10-4 消費者教育研究制度の創設</p> <p>提案10-5 消費者教育実践表彰制度</p>
<p>学校教育の充実に向けた文部科学省と内閣府の連携強化</p>	<p>◇地方公共団体が行う担い手育成への支援</p>
<p>提案6 時代に応じた学習指導要領の改訂</p> <p>提案7 教育委員会における消費者教育に関する連絡窓口の設置を支援</p> <p>提案8 教員養成段階における消費者教育の履修化</p> <p>提案9 教員免許状更新時における消費者教育の履修の促進</p> <p>提案10 地方公共団体に対する積極的な支援</p>	<p>提案10-6 専門家講師の認定と情報提供</p> <p>提案10-7 講師育成講座に対する講師派遣</p> <p>提案10-8 教員を対象とした研修の充実</p>
	<p>◇地方公共団体における教材作成・提供への支援</p>
	<p>提案10-9 発達段階に応じた教材作成・提供</p> <p>提案10-10 教材作成のための支援・助言</p>

なお、調査研究の詳細は内閣府のホームページ“消費者の窓”、“消費者教育”の“調査・研究”「平成19年度 消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究」(2007年度版) (<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/shohishakyouiku/2007suishin/2007suishin>

html)に掲載されている。ご関心のある方はご覧いただければ幸いです。また、最後に、本調査研究を実施するにあたり、委員各位並びにご協力いただいた関係諸機関の方々に、心より御礼申し上げます。